

諮問日：平成30年4月27日（平成30年度（最情）諮問第4号）

答申日：平成30年10月19日（平成30年度（最情）答申第36号）

件名：裁判所法の一部を改正する法律に関する国会答弁資料の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所法の一部を改正する法律（平成29年4月26日法律第23号）に関する国会答弁資料」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年8月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

裁判所法の一部を改正する法律（平成29年4月26日法律第23号）を審議した国会の法務委員会において、最高裁判所事務総局人事局長が出席して答弁していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に係る「国会答弁資料」とは、最高裁判所長官又はその代理者（以下「長官代理者」という。）が、国会法72条2項に基づいて国会（委員会）に対して出席説明をする際の説明案を記載した書面（以下「説明案」という。）と解される。

苦情申出人は、長官代理者として最高裁判所事務総局人事局長が法務委員会

に出席して答弁していることからすれば、本件開示申出文書が存在するはずである旨を主張するが、本件においては作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年4月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月10日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年7月20日 審議
- ⑤ 同年9月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、最高裁判所において本件開示申出文書を保有している旨を主張する。しかし、当委員会庶務を通じて確認したところ、最高裁判所において探索した結果、本件開示申出文書を保有していないとのことであり、本件開示申出文書の性格に照らしても、本件開示申出文書を保有していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人